

第3回WGおよびその後頂いた主なご意見

1. 地域がん診療連携拠点病院の要件について

【診療機能】

○診療科横断的なカンサーボードの機能を強化するためには、「腫瘍センター（仮）」のような各診療科より一段高い実施主体が必要であり、そのような組織の設置を要件として求めるべきではないか。

○がん診療病院とグループ指定を受ける拠点病院に対しては、確実な連携を確保するため、例えば、次のような人材交流計画の提出を求めることとしてはどうか。

- ・拠点病院からがん診療病院への人材派遣（専門的知識・技能を有する医師等）
- ・がん診療病院の医師のスキルアップのための支援（手術見学、手術補佐の機会の提供等）

○術中迅速病理診断を確実に実施できる体制の確保を要件とする際、遠隔診断でもよいこととしてはどうか。

【診療従事者】

○放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師について、「原則として常勤であること」は現行のままとした上で、「専任」を「専従」にしてはどうか。

○新たに放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の配置を求めることとしてはどうか。その際、専任であることを求め、原則として常勤であり、専従であることが望ましいとしてはどうか。

○化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師について常勤であることを必要条件として求めてはどうか。

○病理診断に携わる医師について、常勤とした上で「専従」を「専任とし、専従が望ましい」としてはどうか。

○放射線治療に従事する者として、新たに放射線治療室に専任の常勤看護師を配置することとした上で、その者について、がん看護専門看護師あるいは放射線療法看護認定看護師が望ましいとしてはどうか。

○外来化学療法室に配置する専門的知識・技能を有する看護師について、新たに原則専従とすることとした上で、その者は看護専門看護師またはがん化学療法看護認定看護師が望ましいとしてはどうか。

○細胞診断に係る業務に携わる者について、「原則専任であることが望ましい。」と追記してはどうか。

【医療施設】

○放射線治療装置の線量出力測定について、第三者評価を受けることを原則としてはどうか。

【診療実績】

○現在のがん医療が入院診療から外来診療へ移行してきていることから、現行の年間入院がん患者数1200人以上が望ましいという要件を廃止し、院内がん登録件数や薬物療法患者数等の外来を含めた実績で評価すべきではないか。

○同様に、地域でのカバー率による相対的な評価を行う際にも外来の視点を含んだ指標で評価する必要があるのではないか。

○相談支援センターにコンシェルジュのような人員を窓口として配置してはどうか。また、パイロット事業などはできないか。

2. 地域がん診療病院の要件について

【診機機能】

○がん診療病院に対してはグループ指定を受ける拠点病院との連携を確実な者とするため、例えば、次のような人材交流計画の提出を求めることとしてはどうか。

- ・拠点病院からの人材派遣の受け入れ
- ・当該がん診療病院の医師等のスキルアップのための支援（拠点病院での診療機会の確保や研修への参加への支援）

【診療従事者】

○放射線治療を行う場合、放射線治療に携わる医師について「専従」を求めているかどうか。

○病理診断に携わる医師について「専従」を「専任」としてはどうか。

○「病理標本作製が可能な臨床検査技師1人以上を配置すること」を追加してはどうか。

【医療施設】

○術中迅速にも対応できる、院内で病理標本作製を行う病理室を設置することを要件としてはどうか。

【病病連携・病診連携の協力体制】

○地域がん診療病院に求められる機能として、在宅医療提携機関との地域連携について検討すべきではないか。

3. 都道府県がん診療連携拠点病院の要件について

○都道府県内において、拠点病院の診療機能等に関し、PDCA サイクルを機能させるため、例えば、都道府県知事による拠点病院等の推薦に際し、都道府県がん診療連携拠点病院またはそれが設置する都道府県がん診療連携協議会の意見を聞くこととするなど、一定の権限を持たせることとしてはどうか。

○都道府県がん診療連携協議会の検討事項として、新たな枠組みであるがん診療病院と拠点病院とのグループ指定に関し、都道府県内のがん診療を俯瞰し、必要な調整を行うことを明記してはどうか。

4. その他（上記全てに関連する事項等）

○相談支援・情報提供について、その内容に応じて、都道府県拠点、地域拠点、がん診療病院のそれぞれが担うべき内容を明らかにして求めることとしてはどうか。

○地域連携等の業務については、現在、相談支援センターではなく、地域医療連携センター等の別部門で実施されている施設もあることから、相談支援センター以外で実施している場合にはその旨明らかにすることとしてはどうか。また、相談支援センターの業務内容を以下の様に整理してはどうか。

- ①がんの治療、がんの予防・早期発見に関する一般的な情報提供と相談支援
- ②がんの療養生活に関する情報提供と相談支援
- ③患者活動の支援（患者会への支援、患者サロン、ピサポートなど）
- ④相談支援センターの広報・周知活動/ネットワーク作り
- ⑤相談員教育と支援サービス向上に向けた取り組み
- ⑥ その他相談支援に関すること

○拠点病院における臨床研究を推進するため、「臨床研究に積極的に取り組み、その実施のための組織的支援体制（臨床研究支援部、CRC の配置等）を整備することや、実施している臨床研究に関する広報を十分に行うこと」としてはどうか。

○拠点病院における研究者主導臨床試験を推進するため、拠点病院には「その実施もしくはそれに参加する場合には、それを支援する専従または専任の臨床研究コーディネーター（CRC）を1名以上配置すること。」としてはどうか。また、「研究者主導臨床試験を実施もしくは参加する場合には、それに必要な業務を適切に支援し、研究の科学性および倫理性を確保する体制を構築・維持すること。」としてはどうか。

○主に都市部においては、2次医療圏内のがん患者に対し、拠点病院以外の集学的治療可能な医療機関で診療を提供している実態があり、拠点病院の要件を満たす場合には、そのような医療機関も拠点病院として指定するとともに、同一圏域内で複数の医療機関が拠点病院として指定されている場合についての拠点病院の連携について要件を示すべきではないか。